

けんしん

もっともっと知ってください



いつも親切

茨城県信用組合



会長 髙谷祐一



理事長 渡邊 武

書に寄せて 「徳」

筆太に書き下ろされた「徳」の一字は髙谷祐一会長の書。多くの方がけんしんの店頭で目にしてくださる一字です。

「徳」の意味を国語辞典で引くと、①道理をきとって行為にあらわすこと、②他人を敬服させる人格の力・名望・徳望、③生まれつきの性質・天性、④めぐみ・恩恵、⑤おかげ・効果などがあります。徳を積む、徳のある人、恩徳をいただくなどは日常でも使う言葉です。

二宮尊徳は自らのやり方を「報徳仕法」と名づけました。尊徳は江戸時代に、下館藩（現筑西市）の依頼を受けて財政再建と農村部の復興を行ったり、青木村（現桜川市）の名主の招きに応じて、青木堰を再建するなど、茨城県とも縁があった農政家です。「荒地には荒地の徳があり、借金には借金の徳がある」。徳はありとあらゆるものに備わり、引き出し方次第で力となる。その徳を使わせてもらうことに感謝する。農地の開墾や借金の解消など各地の行政を救ってきいた二宮尊徳らしい考えです。



もくじ

- 3 支店めぐりで訪ねる茨城今昔
日本一のレンコン生産地であり城下町で宿場町、商都の趣を色濃く残す土浦地域への深い愛情を持って**びんぼ**創設から歩んできた土浦支店
- 6 役立ち！マネー通
平成30年1月から見直される配偶者控除
- 8 **びんぼ**トピックス
- 10 **びんぼ**のお約束
- 12 **びんぼ**ネットワーク
- 13 **びんぼ** Web完結ローン

CONTENTS

平成29年9月期 **びんぼ**の経営状況
経営指標
財務諸表 貸借対照表/損益計算書

発行日 平成29年11月
本冊子は、平成29年9月期決算をもとに作成したものです。

日本一のレンコン生産地であり 城下町と宿場町、商都の趣を色濃く残す

土浦



筑波山を遠景に、霞ヶ浦湖北に広がるハス田。10月中旬から翌年3月までがレンコンの収穫期。



すべすべして美しい収穫したばかりのレンコン。手際よく箱詰めされて東京・横浜方面へ出荷されていく。

毎朝収穫して出荷する 新鮮でおいしいレンコン

レンコンの収穫量が圧倒的
日本一の茨城県。けんしんのポスターにもレンコン農家の写真が一度ならず登場しています。

筑波山の南東、霞ヶ浦の西端に位置する土浦市は、県内最大のレンコン作付面積を誇っており、霞ヶ浦湖北の木田余、手野、田村、沖宿の一带にハス田が広がっています。数町歩を育てるレンコン農家も少なくありません。

夏季には水面から伸びた青々とした葉や、白やピンクの花々が美しい風景をもたらしたハス田は、10月になると一気に葉が枯れ、趣が一変します。

このタイミングから、食べるレンコンの旬が始まります。シーズン中農家は、新鮮なレンコンを食卓に届けるため、毎朝収穫し出荷します。レンコンは葉や茎が枯れると休眠状態になりハス田の中ではおいしさが保たれますが、収穫後は冷蔵保存して10〜15日といえます。4kg入りの箱を80箱も毎朝出荷する農家もあります。正月需要が集中する年末の10日間ほどは通常の2

倍、3倍の出荷となり、とりわけ忙しくなります。

収穫は、ジェットポンプから噴出する水で土を避けレンコンを引き上げる水圧掘りで行う農家がほとんどで、すぐに水洗浄して出荷します。土浦のレンコンはもともと白いのが特徴ですが、その白さを際立たせ、表皮の薄いレンコンを傷つけない収穫法です。

収穫期が終わっても、ハス田の土質を守るために、霞ヶ浦から引く農業水で一年中水を張っておきます。これも水源が豊富で、冬季の凍結もない土浦の利点です。この間に施肥や土壌改良を行います。

亀城にしのぶ歴史と 商都を支えた水陸の交通

水と緑に恵まれた土浦一帯は、古代よりかなりの人口を有していたと考えられています。12世紀には大きな荘園の一部となり、室町時代に戦国武将小田氏配下の若泉氏により土浦城が築かれました。江戸時代に入ると徳川幕府の下、松平氏が入封し土浦藩となり、將軍綱吉の時代に土屋政直が藩主となつて以来明治維新まで、土屋氏



土浦城跡の一部が亀城公園になっている。県指定文化財の櫓門は桁行3間×梁間2間、入母屋本瓦葺。隣接して土浦市博物館がある。

桜川河口よりさらに南に下った湖畔にある霞ヶ浦総合公園。4月のチューリップが有名。モニュメント「光の輪のむこうに」は、土浦市制50周年を記念して建てられた。



土蔵や木造の商家や住宅が並ぶ土浦の中心部の中城通り。



矢口家住宅は、土蔵造の町屋。店蔵と袖蔵、そして元蔵いずれも2階建てで、表に面した格子戸が美しい。



JR土浦駅は朝夕は通勤通学の人でごった返す。駅前には市役所や図書館がある。

9万5000石の城下町として発展しました。

江戸時代に増改築された土浦城は、武家屋敷や町屋も堀に囲まれた総構えの平城でした。幾重にも巡らされた掘割の中央にあった本丸が水に浮かぶ亀のようだということから、亀城という別名を持ちます。櫓門が現存し、本丸・二の丸の跡が公園となっています。樹齢500年のシイの木をはじめ周辺の樹木は歴史を感じさせる大木が多く、今も市民の心のふるさとです。

土浦はまた、水戸と千住をつなぐ水戸街道（江戸街道）の宿場町でもあり、霞ヶ浦の良港、土浦港もあり、水陸の交通の要衝でした。米、醤油、油、木材などを商う商家が立ち並び、江戸と大きな取引をする大店もあり、商都としても繁栄しました。旧街道は、現在の水戸街道（国道6号線）と重なるところもありますが、土浦市街では中城通りが旧街道で、当時のままの土蔵造りの商家の建物や蔵が残っています。

明治時代になって土浦藩は土浦県になり、すぐに新治県に併合され、さらに茨城県になりました。鉄道は明治29（1896）

年に土浦―田端（東京都北区）間が開通し、土浦の経済発展をさらに後押ししました。土浦市が誕生したのは、昭和15（1940）年に土浦町と真鍋町が合併した時です。

江戸時代から高い庶民の文化・学問への関心

そんな土浦は、庶民の文化的関心が高く、寺社建築などにすぐれたものが残っています。

学問も盛んで、薬種商の家に生まれ、醤油醸造業を営むかわら国学者の道を歩んだ色川三（1801～55）や地球儀の制作で知られる地理学者、沼尻墨僊（1775～1856）を生み出しました。

墨僊が作った地球儀は、和紙で刷った地図を竹骨に貼ったもので、提灯のようにたたためることから傘式地球儀と呼ばれ、諸国の大名に贈られたといえます。また墨僊は寺子屋を開いて、子どもたちを指導しました。

明治37（1904）年に建てられた旧制土浦中学校本館も、教育への熱意が伝わる建物です。当時最先端のゴシック様式の木造洋館で、国指定重要文化財です。この建物は土浦第一高

等学校にありますが、現在修復工事中で、平成30年3月以後再び公開される予定です。

祭事にも歴史や文化が色濃く残っています。華やかなつるし雛や段飾り雛がけんしん土浦支店など街のあちこちで公開される雛まつり（2月上旬～3月上旬）、日枝神社の流鏝馬（4月第1日曜）、壮麗な仕掛け花火が奉納される鷲神社のからかさ万灯（8月15日）など数えきれません。また、桜川畔（学園大橋付近）で10月に開催される土浦全国花火競技大会は大正14（1925）年から続くもので、全国から集まる花火師たちが技を競います。

県南を代表するまちとして古来その役割を果たしてきた土浦は今、隣接する筑波研究学園都市と相互に影響しあつて、県南のさらなる発展に貢献しています。



土浦支店



地域への深い愛情を持って
けんしん創設から歩んできた
土浦支店

土浦支店は、店番号2番が示すように水戸の本店営業部と日立支店とともに、けんしん創設以来の歴史を刻んでいます。土浦の発展にともない郊外にも人口が増えたことで、けんし

んの支店も市内に5店舗を構えました。他行の支店も多数あり、まさに金融激戦区ですが、土浦支店はお客さまに向き合う丁寧な営業によって成果をあげています。

旧水戸街道に面した店舗は、エスカレーターで上がった2階が窓口になっています。店内に入ると「いらっしやいませ」と職員の明るい声に迎えられる。着任して1年余の矢口博己支店長は「ご来店くださったお客さまには私もできるだけお話をさせていたいています。担当の職員が不在の時でも、来店してよかったですと満足していただ

土浦支店の百人一首持ち歌②



春過ぎて夏きにけらし白妙の
衣ほすてふあまのかぐ山

持統天皇

「春は過ぎて、もうすっかり夏が来ているようです。天の香具山でも白い衣を干していることでしょう」。作者の持統天皇は、天智天皇の第二皇女で、天武天皇の皇后です。天武天皇亡き後に即位し、8年間在位しました。この歌は藤原京に造営した藤原宮において詠まれたとされます。天の香具山は、奈良県橿原市に現存する大和三山のうちのひとつです。三山といってもいずれも200mに満たない小山です。藤原京から見えたであろうとされる距離にあります。持統天皇は大規模な藤原宮の奥深くに住んでいたため、以前に見た衣を干す様子を想像して、この優雅な歌を詠んだと考えられています。

るよう、心を込めた接客を実践しています」と語ります。職員の連携の良さにより、来店された全てのお客さまに対応できることが土浦支店の強みとなっています。

地域の活性化に繋がるものと考えています」と支店長が語るとおり、職員全員が土浦を大切に思っており、業務に励んでいます。土浦支店では、明るく前向きに業務に取り組めるように、どんな些細なことでも相談できる職場環境を作ることにかけています。明るい店内には、いつも支店長以下12名の職員の笑顔がこぼれます。

役立ち！マネー一通

平成30年1月から見直される配偶者控除

税理士 佐藤 昭一

平成29年度税制改正により、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しが行われました。平成30年分以後の所得税から改正が適用となります。本稿では、改正の内容と改正後パートやアルバイトで働いている配偶者の方は、今回の改正に対してどのように対処したらいいのかを紹介しましょう。

押さえてほしいポイントは次の2つです。

- ① 配偶者控除に給与所得者本人の所得制限が設けられた
- ② 配偶者特別控除の控除額が改正（拡大）された

なお、説明をわかりやすくするために、本人と配偶者共に給与収入しかないという前提で説明を進めていきます。

◆現在の配偶者控除制度の概要

まずは、配偶者控除と配偶者特別控除の制度について説明しましょう。

配偶者控除とは、簡単に言うと配偶者を扶養している場合には、税金を安くしましょうという制度です。いわゆる「103万円の壁」と言われるものです。配偶者控除の適用を受ける条件が、配偶者の給与収入が年103万円以下であることからそのように言われます。

配偶者特別控除は、配偶者の給与が103万円の壁を超える人を対象とする制度です。配偶者控除の適用がなくなり、いきなり税金が高くなってしまうことを緩和するために、配偶者の収入の増加に応じて徐々に給与所得者本人の税金が高くなるような仕組みを設けました。

◆給与所得者本人の所得額に制限

制度のイメージができたところで、今回の改正の影響が出てくる部分について解説しましょう。まずポイント①です。

今までは配偶者の給与収入が年103万円以下であれば、給与所得者本人の所得額に関係なく、配偶者控除の適用を受けることができました。

ところが改正により、本人の給与収入が1120万円以下の場合しか配偶者控除を全額受けられなくなりました。

1120万円を超えてしまうと、50万円刻みで控除額が減らされます。本人の給与収入が1220万円を超えると配偶者控除がまったく受けられません。

なお、配偶者のうち、その年の12月31日現在の年齢が70歳以上の人は老人控除

対象配偶者となり、配偶者控除の控除額が上乘せされます。

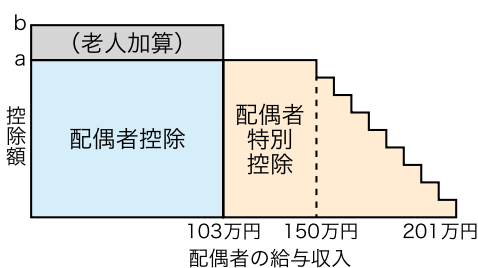
◆150万円の壁に変わった

次にポイント②です。配偶者特別控除の控除額が次のように変わりました。

配偶者の給与収入が150万円以下までは、配偶者控除と同じ控除額となります（図1）。103万の壁が150万の壁になったと思うってください。そして配偶者の給与収入が150万円を超えてからは階段状に控除額が下がっていきます。配偶者の給与収入が201万5999円超になると控除額がゼロになります。

また、配偶者特別控除の額も給与所得者本人の給与収入に応じて減ります。本人の給与収入が1120万円以下の場合

図1 配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額のイメージ



(図は国税庁「平成30年分以降の配偶者控除及び配偶者特別控除の取り扱いについて」を参考に作成)

図2 配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額

	給与所得者の給与等の収入金額 配偶者の給与等の収入金額	1,120万円以下	1,120万円超 1,170万円以下	1,170万円超 1,220万円以下
		配偶者控除	103万円以下 (図1のa)	38万円
	老人控除対象配偶者 (図1のb)	48万円	32万円	16万円
配偶者特別控除	103万円超 150万円以下	38万円	26万円	13万円
	150万円超 155万円以下	36万円	24万円	12万円
	155万円超 160万円以下	31万円	21万円	11万円
	160万円超 166万7,999円以下	26万円	18万円	9万円
	166万7,999円超 175万1,999円以下	21万円	14万円	7万円
	175万1,999円超 183万1,999円以下	16万円	11万円	6万円
	183万1,999円超 190万3,999円以下	11万円	8万円	4万円
	190万3,999円超 197万1,999円以下	6万円	4万円	2万円
	197万1,999円超 201万5,999円以下	3万円	2万円	1万円
	201万5,999円超	0円	0円	0円

※給与所得者、配偶者とも、給与所得だけの場合の給与等の収入金額。

※給与所得者の給与等の収入金額が1,220万円を超える場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用は受けられない。

には、配偶者特別控除が全額受けられません。給与収入が1120万円を超えると、控除額が減らされてしまいます。本人の給与収入が1220万円を超えると配偶者特別控除が受けられなくなります。

配偶者控除と配偶者特別控除は、両方受けることはできません。どちらか片方だけ受けることができます。

改正により、配偶者の収入だけでなく、本人の収入も控除の有無の判定をする際に考慮しなければならなくなり、複雑な制度となっていました(図2)。

◆社会保険の扶養に入れるか

社会保険の扶養に入れるかどうかの基準についても確認しておきましょう。扶養に入るための収入条件は、年130万円未満の見込みであることです。

所得税の配偶者控除は暦年単位の収入で判定するのに対して、社会保険の扶養は将来の見込み収入を基に判定します。

社会保険の扶養については、近年改正があり、従業員501名以上の勤務先で働いている、年106万円以上の収入が見込まれるなど一定の条件を満たしている場合は、130万の壁が106万の壁になります。

社会保険の扶養については、扶養から抜けてしまうと勤務先の社会保険に入るか、自分で国民年金と国民健康保険を支払わなければならないようになります。配偶者特別控除のような、負担軽減措置がないので、扶養から外れると最低でも各家庭で20万〜30万円の負担増を覚悟しなければなりません。

さて、最後にパート収入やアルバイト収入で103万円の壁の範囲内でお仕事をされていた方は、今後どのように対処すると良いのでしょうか。給与所得者本人の年収が1220万円を超えていて、配偶者控除も配偶者特別控除も受けられない人は、今後は103万の壁を気にせず社会保険の扶養の範囲内で働くか、社会保険に入っても負担増にならないくらいに働くのかどちらかにしたほうがいいでしょう。配偶者控除の適用を受けられる人も同様に社会保険の扶養の範囲内で働くか、社会保険に入っても負担増にならないくらいに働くかハッキリと方針を決めて働いたほうがいいと思います。

最後に会社から家族手当が支給されている場合には、家族手当の基準が配偶者の給与収入が103万円以下になつていないかを確認しておくことも重要です。

けんしんトピックス

小幡山七福神社例大祭が賑やかに開催

小幡山七福神社（茨城町）では10月、秋の例大祭がとり行われました。けんしんの幡谷祐一会長 博士（学術）が平成25年10月に建立したこの神社は、地元の方々に愛されており、今年も清しい空気の中、例大祭が厳かに、そして賑やかに開催されました。

朝から大勢のご家族が訪れ、ご参拝をいただきました。また、境内には焼きそばやポップコーンなどの屋台が立ち並んだほか、茨城町の新鮮野菜の販売も行われました。舞台上では楽しいアトラクションも行われ、会場は大いに盛り上がりました。



小幡山七福神社の境内



舞台上では地域の団体がフラダンスを披露

女性の創業を後押し 女性限定 創業支援セミナーを開催

けんしんでは、平成29年9月7日夜、コワーキングスペース水戸「ワグテイル」において、水戸市内及び近隣で創業を検討している女性の方、または創業して間もない女性の方を対象としたセミナーを開催しました。

このセミナーは、高品質トマトの生産・販売を行うドロップファーム（水戸市）代表である三浦綾佳氏を講師に迎え、創業した理由、創業の流れや困難であったことなどを、実体験を通してご説明いただきました。創業のノウハウを学ぶことに加え、講師や参加者同士での意見交換を行うなど、創業に意欲を持つ方々のネットワーク作りのお手伝いをすることができました。



創業について語る
ドロップファーム代表の三浦綾佳氏



16人の女性が参加した創業支援セミナー

TOPICS



児童の熱心な質問に答える、けんしん下市支店の職員

金融機関の仕事とは 小学生の課外授業に協力

けんしん下市支店（水戸市）では、近隣の小学校の生活科の授業に協力し、金融機関の仕事について紹介しました。

この学習は、児童が実際に町に出て、町の人やお店、施設などに触れ、知識や地域との繋がりを広げていくことをねらいとしています。当日は、支店の窓口を訪れた児童の質問に対し、職員が答えるという形式で行われました。「1日に何人くらいお客さんが来ますか?」「どういうところにお金を貸しているのですか?」「お金はどこにしまっているのですか?」などの質問が出たほか、紙幣や硬貨を数える機械を珍しそうに見学していました。

農林漁業者向けローン 「ゆとり」の取扱い開始

けんしんでは、従来の農家向けローン「ゆとり」を拡充し、新たに林業や漁業を営むお客さまも対象として、運転資金・設備資金など多様な資金ニーズについてご利用できる商品としました。

今後とも、地域振興・活性化に向けた取組みを積極的に支援してまいります。

商品名	農林漁業者向けローン 「ゆとり」
対象者	農林漁業を営む個人 (兼業、後継者を含む)
ご融資金額	最大 1,000 万円 (林業、漁業者は 500 万円以内)
ご融資期間	最長 7 年
担保・保証人	原則不要

詳しくは、お近くの各支店・ローン相談室へお問い合わせください。

けんしんのお約束

《経営理念》

「以^い身^{しん}作^{さく}則^{そく}（遵^{じゆん}法^{ぽう}）」

コンプライアンス

ここでいうところの則とは、1. 則るべき物事、2. 標準として守るべき事柄、です。

以身作則とは、総てにおいて、自ら守るべき規則を決めて、模範となる行動をすることを指します。

「徳^{とく}者^は事業^{じぎょう}之^の基^{もと}」

人には人徳があるように、企業にも徳が求められます。企業の徳には、ごまかしのない営業、相互信頼の確立、そして胸を張って仕事が出来ること、これが必要です。職員一人ひとりの誠実さが企業の徳を形成します。

《経営の信条》

安全第一

お客さまの資産を守るため、安全性を最優先事項として業務を行ってまいります。

奉仕第二

地域のみならずまとの共生を目指し、公共のため、地域のために尽くします。

収益第三

収益は、地域社会やお客さまからの賜りものとして大切にします。

けんしんは、信用組合の設立理念である相互扶助の精神に基づき、組合員を中心とした茨城県内の中小事業者および勤労者の経済活動を側面から支援し、もって地域社会の発展および公共の福祉に貢献する金融機関を目指してまいります。

心は豊かに
生活は質素に

法治国家の
民らしく

七戒

(ななつのいましめ)

遵法不怠

(じゅんぽうを おこたらず)

緊張不懈

(きんちようを ゆるめず)

跂者不立

(つまだつものは たたず)

禮節不失

(れいせつを うしなわず)

業容不焦

(ぎようようを あせらず)

客心不忘

(かくしんを わすれず)

萬年不憂

(まんねん うれえず)

けんしん職員は行動指針を守り、みなさまに献身的なサービスが提供できるよう努力してまいります。そのためにまず標語を掲げ、職員一人ひとりの業務にあたる心構えを指し示す七戒を常に念頭に置いてみなさまをお迎えしています。

信組人 十一戒

誠実である

礼儀正しい

信義を重んじる

質素である

控え目である

親切である

明朗である

奉仕する

規則を守る

心豊かである

家庭を大切に

遺訓

茨城県信用組合の創業者幡谷仙三郎翁の遺訓は、誰もが納得できる人生の指針として、職員を導いています。

写真：創業者仙三郎翁遺訓



けんしん ネットワーク

茨城県全域に広がる84店舗のネットワーク



県庁前支店（水戸市）



湊支店（ひたちなか市）



潮来牛堀支店（潮来市）



奥谷支店（茨城県）



常陸太田支店（常陸太田市）



店番	店名	所在地	電話番号	貸金庫
1	本店営業部	水戸市大町 2-3-12	029-231-2131	○
13	上水戸	水戸市上水戸 3-3-28	029-231-3246	○
15	下市	水戸市本町 3-2-29	029-224-0123	○
24	千波	水戸市笠原町 1374-10	029-241-0231	○
32	赤塚	水戸市大塚町 1863-25	029-254-4151	○
36	駅南	水戸市中央 2-6-2	029-231-1681	○
47	見和	水戸市見和 1-300-68	029-254-2855	—
49	吉田	水戸市元吉田町 1546-8	029-248-3371	○
50	内原	水戸市内原町 1431-5	029-259-6122	—
67	県庁前	水戸市笠原町 1566-3	029-301-1500	○
69	泉町	水戸市泉町 1-1-1	029-300-7211	○
80	偕楽園前(出)	水戸市元山町 1-6-26	029-302-5511	—
90	赤塚駅前(出)	水戸市赤塚 1-1	029-309-5625	—
5	笠間	笠間市笠間 1593	0296-72-1224	—
16	友部	笠間市美原 1-1-34	0296-77-1166	○
42	岩間	笠間市下郷 4542-138	0299-45-7175	—
6	小川	小美玉市中延 141	0299-58-2121	○
65	美野里	小美玉市部室 1111-3	0299-48-4511	○
11	奥谷	東茨城県茨城町小堤 1014-36	029-292-1165	○
18	大洗	東茨城県大洗町磯浜町 641-2	029-266-2121	—

店番	店名	所在地	電話番号	貸金庫
2	土浦	土浦市中央 2-10-19	029-821-5114	○
29	千束町	土浦市千束町 5-4	029-824-0711	○
39	荒川沖	土浦市荒川沖東 2-19-1	029-842-3377	—
43	神立	土浦市神立中央 2-1-25	029-831-9251	—
68	土浦並木	土浦市東並木町 3391-1	029-835-0511	○
7	大穂	つくば市大管根 3241-1	029-864-0211	○
37	吉沼	つくば市吉沼 1110-5	029-865-1234	—
40	谷田部	つくば市台町 2-14-5	029-836-5411	—
57	荃崎	つくば市高原東 5-1-25	029-871-1121	○
70	つくば中央	つくば市春日 2-27-1	029-860-2323	○
9	石岡	石岡市府中 1-4-12	0299-22-5131	—
6	石岡東	石岡市東光台 3-1-15	0299-26-8910	○
17	取手	取手市新町 5-16-10	0297-73-3121	○
64	藤代	取手市藤代 556-2	0297-82-7711	○
27	守谷	守谷市百合ヶ丘 3-2787-144	0297-48-3231	○
33	佐貫	龍ヶ崎市若柴町 3069-1	0297-66-1432	—
45	牛久	牛久市栄町 5-17-3	029-874-2188	○
54	阿見	稲敷郡阿見町阿見 2265-4	029-888-1121	○
61	江戸崎	稲敷郡江戸崎甲 2561-2	029-892-8100	○
58	伊奈	つくばみらい市谷井田 501-8	0297-58-9111	○

店番	店名	所在地	電話番号	貸金庫
48	鹿島	鹿嶋市宮中 5207-1	0299-83-7422	—
23	神栖	神栖市神栖 1-17-16	0299-92-1917	○
63	知手	神栖市知手中央 1-17-25	0299-96-5000	○
31	波崎	神栖市波崎 7578-5	0479-44-3511	—
66	鉾田	鉾田市新鉾田西 2-2-3	0291-34-1100	○
91	潮来牛堀	潮来市上戸 215-1	0299-80-3535	○

店番	店名	所在地	電話番号	貸金庫
3	日立	日立市若葉町 1-18-18	0294-22-5171	○
14	多賀	日立市多賀町 2-16-5	0294-36-2171	○
21	日高	日立市日高町 1-7-27	0294-42-7181	—
34	大みか	日立市大みか町 1-1-10	0294-53-5121	○
77	宮田	日立市神峰町 4-13-10	0294-21-6221	—
75	久慈浜	日立市久慈町 2-9-27	0294-53-1011	—
78	十王	日立市十王町友部 1644-5	0294-39-6101	—
83	台原	日立市台原町 2-13-8	0294-36-2511	○
4	湊	ひたちなか市湊本町 6-16	029-263-3511	○
20	勝田	ひたちなか市堀口中原 685-3	029-274-2131	○
56	中根	ひたちなか市中根 884-12	029-276-2511	○
71	勝田中央	ひたちなか市東石川 1640-1	029-273-3311	○
72	佐和	ひたちなか市高場 1-2-36	029-285-1257	—
73	田彦	ひたちなか市東石川雷 3527-3	029-275-0211	—
74	津田	ひたちなか市津田 2673-5	029-272-1177	—
12	大津	北茨城市大津町北町 3-5-8	0293-46-1148	—
35	大宮	常陸大宮市上町 861-4	0295-53-3511	○
76	高萩	高萩市高萩 27-2	0293-22-4025	○
38	東海	那珂郡東海村舟石川駅西 2-16-16	029-284-0321	—
44	那珂	那珂市菅谷 2279-24	029-295-1112	—
79	菅谷	那珂市菅谷 4209	029-298-3811	—
51	大子	久慈郡大子町池田 2621-1	0295-72-2521	○
92	常陸太田	常陸太田市山下町 1712-2	0294-80-7711	○

店番	店名	所在地	電話番号	貸金庫
8	下館	筑西市二木成 80-3	0296-24-5131	○
28	協和	筑西市門井 1973	0296-57-4311	—
59	明野	筑西市海老ヶ島 755-1	0296-52-6100	○
62	関城	筑西市関本中 1081-15	0296-37-7221	○
10	下妻	下妻市下妻丁 106-4	0296-43-2131	—
19	古河	古河市東 4-19-36	0280-32-7411	○
41	三和	古河市諸川 896-1	0280-76-5811	—
53	総和	古河市女沼 1526-15	0280-92-7900	○
25	水海道	常総市水海道諏訪町 3280-2	0297-22-2511	○
55	石下	常総市本石下 4601	0297-42-1020	○
26	結城	結城市結城白山 638	0296-32-4466	○
30	岩井	坂東市辺田 1525	0297-35-1811	○
22	八千代	結城郡八千代町菅谷 1177-5	0296-49-2211	○
46	境	猿島郡境町向地 805-9	0280-86-7755	—
52	岩瀬	桜川市明日香 2-47	0296-75-1101	○

※(出)は、有人出張所
 ※貸金庫の項目に○があるのは、貸金庫設置店です。

けんしんのWeb完結ローンは ご来店不要でらくらく申込み!

～お使いみち自由、最高300万円まで～

主婦・アルバイトの方は、30万円までお申込可能です

	フリーローン チョイス	カードローン アラカルト
お借入利率 (保証料含む)	6.6% (固定金利) (9.8%、10.8%、12.6%の金利を ご案内させていただくことがあります) Web優遇金利	6.0% (固定金利) (9.0%、13.0%の金利を ご案内させていただくことがあります)
お借入期間	10年以内 (満20歳以上、完済時81歳未満の 方が対象となります)	1年毎の自動更新 (満20歳以上、65歳以下の方が 対象となります)

Web完結ローン専用お問合せ窓口

お申込は
こちら



午前9時～午後5時
土日祝および年末年始は除く

 **0120-636-632**

ご返済のシミュレーションなど
詳しくは、
お近くの各支店(84店舗)・
ローン相談室(4カ所)まで
お問い合わせください。

ローン相談室オアシス (泉町支店内)
水戸京成百貨店前

TEL **0120-611-244**

ローン相談室つくば (つくば中央支店内)

TEL **029-860-2323**

ローン相談室日立 (日立支店内)

TEL **0294-22-5171**

ローンセンタークレオパトラ
水戸駅南 茨城県近代美術館近く

TEL **029-303-2220**

※ローン相談室は土曜・日曜も営業しています。

けんしんホームページアドレス <http://www.kenshinbank.co.jp>

損益計算書

(単位:千円)

科 目	第67期(中間) (平成28年4月1日～平成28年9月30日)	第68期(中間) (平成29年4月1日～平成29年9月30日)
経常収益	7,580,105	7,789,070
資金運用収益	6,714,797	6,548,727
役務取引等収益	498,533	513,654
その他業務収益	174,779	133,270
その他経常収益	191,995	593,419
経常費用	7,244,512	7,078,680
資金調達費用	114,829	55,667
役務取引等費用	595,633	631,633
その他業務費用	8,260	97,368
経費	6,339,889	6,066,642
その他経常費用	185,899	227,368
経常利益	335,593	710,389
特別利益	-	-
特別損失	-	0
税引前中間純利益	335,593	710,389
法人税、住民税及び事業税	32,994	33,404
法人税等調整額	172,965	14,254
法人税等合計	205,959	47,658
中間純利益	129,633	662,731
繰越金(当期首残高)	89,190	52,260
中間未処分剰余金	218,823	714,992

【計数の表示方法】

- 金額は、単位未満を切り捨てて表示しているため、記載金額の合計と表中の合計欄の金額が一致しない場合があります。
- 残高表示は、残高が全くない場合は「-」表示、表示単位未満の残高がある場合は「0」表示しています。

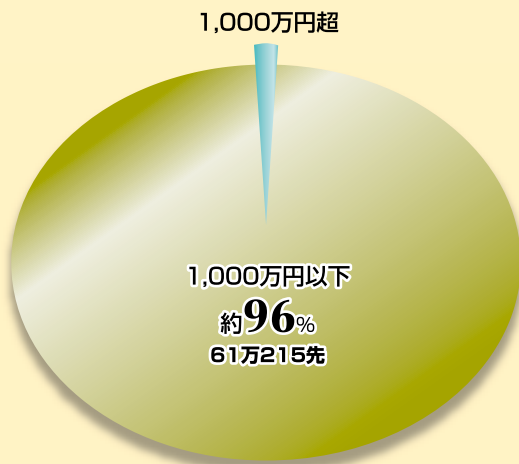
財務諸表

貸借対照表

(単位:千円)

科 目	第67期(中間) (平成28年9月30日)	第68期(中間) (平成29年9月30日)	科 目	第67期(中間) (平成28年9月30日)	第68期(中間) (平成29年9月30日)
資産の部			負債の部		
現金	10,803,090	11,855,591	預金積金	1,173,625,577	1,177,595,031
預け金	358,531,787	357,007,566	当座預金	8,712,312	10,434,597
買入金銭債権	2,000,000	2,000,000	普通預金	358,610,152	379,289,788
有価証券	401,232,097	408,701,639	貯蓄預金	2,514,783	2,562,466
貸出金	481,985,241	475,895,142	通知預金	1,432,228	1,990,393
割引手形	1,690,495	1,683,631	定期預金	737,981,147	723,912,045
手形貸付	42,055,832	52,901,946	定期積金	60,090,556	57,458,534
証書貸付	427,452,461	411,023,130	その他の預金	4,284,395	1,947,204
当座貸越	10,786,452	10,286,433	借入金	20,600,000	22,300,000
その他資産	5,548,079	5,323,815	その他負債	1,985,830	2,304,943
有形固定資産	13,705,325	13,245,283	賞与引当金	814,709	763,109
無形固定資産	402,198	388,772	退職給付引当金	1,957,444	1,810,533
繰延税金資産	-	-	役員退職慰労引当金	631,476	676,704
債務保証見返	679,240	562,649	睡眠預金払戻損失引当金	79,500	92,685
貸倒引当金	△ 12,623,392	△ 11,160,631	偶発損失引当金	76,745	142,880
うち個別貸倒引当金	△ 11,538,544	△ 9,836,750	繰延税金負債	2,831,853	1,447,063
投資損失引当金	△ 318,533	△ 309,407	再評価に係る繰延税金負債	13,050	13,050
			債務保証	679,240	562,649
			負債の部合計	1,203,295,428	1,207,708,650
			純資産の部		
			出資金	20,367,854	20,351,976
			資本剰余金	58,510	58,510
			利益剰余金	28,965,409	29,522,578
			組合員勘定合計	49,391,774	49,933,064
			その他有価証券評価差額金	9,267,434	5,878,205
			土地再評価差額金	△ 9,500	△ 9,500
			評価・換算差額等合計	9,257,933	5,868,704
			純資産の部合計	58,649,707	55,801,769
資産の部合計	1,261,945,135	1,263,510,420	負債及び純資産の部合計	1,261,945,135	1,263,510,420

預金金額階層別先数



1,000万円以下の預金者の割合

約 **96%**

けんしんのお客さまのほとんどは、普通預金や定期預金をお預けいただいている個人のみなさまです。そのほとんどは1,000万円以下の預金者であり、多くのみなさまにお預けいただいています。

デリバティブ取引

デリバティブに関する取引はございません。



けんしんはこれからも
お客さまとともに歩んでまいります。

経営指標5

金融再生法に基づく開示債権及び同債権に対する保全額

(単位:百万円)

区 分	平成28年9月末	平成29年3月末	平成29年9月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	15,496	15,544	14,832
危険債権	15,800	12,523	11,123
要管理債権	4,660	4,552	4,477
不良債権計(A)	35,957	32,620	30,434
正常債権	447,304	433,675	446,552
合計	483,262	466,296	476,986
担保・保証等(B)	20,248	19,290	17,623
貸倒引当金(C)	11,933	10,783	10,472
保全額合計(D)=(B)+(C)	32,181	30,074	28,096
担保・保証等、引当金による保全率(D)/(A)	89.49%	92.19%	92.32%
貸倒引当金引当率(C)/(A-B)	75.96%	80.89%	81.75%

金融再生法に基づく不良債権(単体)は、平成29年3月期比21億86百万円減少しています。また、不良債権計に対する保全率は92.32%となっています。

なお、平成29年9月期は部分直接償却を実施していません。

■金融再生法に基づく開示債権及び同債権に対する保全額の注記

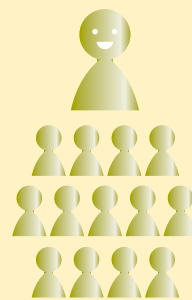
- 1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
- 3.「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権です。
- 4.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
- 5.「担保・保証等(B)」は、「不良債権計(A)」における自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計です。
- 6.「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。

経営指標6

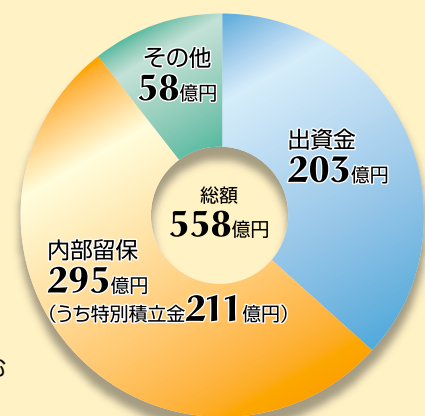
純資産の内訳

出資金

203 億円



bhlhは、茨城県に住む
14人に1人の方に
出資いただいております。



bhlhの純資産は大きく出資金と内部留保で構成されています。平成29年9月末の出資金は203億円、組合員数は法人を含めて20万8,587人となり、多くのみなさまから支えられています。内部留保は創業以来、利益の中から蓄積してきたもので、295億円となりました。なお、この内部留保が厚いほど、財務体質が健全であると言われております。

自己資本比率の内訳

(単位:百万円)

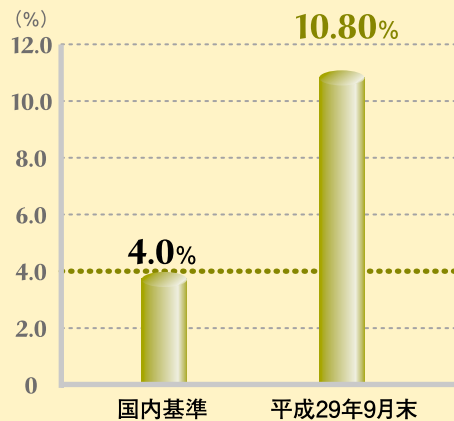
	平成29年 3月末	平成29年 9月末	増減
自己資本比率(A÷B)	11.17%	10.80%	△ 0.37pt
自己資本額(A)	50,406	51,089	683
リスクアセット(B)=(C)+(D)+(E)	451,213	472,953	21,740
オンバランス(C)	424,629	446,400	21,771
オフバランス(D)	315	284	△ 31
オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額(E)	26,268	26,268	-

自己資本比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

自己資本比率は、企業の総資産に対する自己資本（出資金、積立金など）の割合で、健全経営の最も重要な指標の一つです。**ifllh**の自己資本比率は国内基準4%を大幅に上回り、国際基準の8%も上回って引き続き高い水準を維持しています。

自己資本比率

10.80%



有価証券の時価、評価差額等

(単位:百万円)

	平成29年9月末					
	貸借対照表 計上額	時 価	含み損益	平成29年3月末比		
				平成29年3月末比	含み益	含み損
満期保有目的の債券	27,618	26,790	△ 828	100	13	841
国債	91	92	0	0	0	-
地方債	26	26	0	0	0	0
社債	5,000	4,975	△ 24	0	12	37
その他	22,500	21,695	△ 804	100	-	804

(単位:百万円)

	平成29年9月末					
	貸借対照表 計上額	取得原価	含み損益	平成29年3月末比		
				平成29年3月末比	含み益	含み損
その他有価証券	380,096	372,164	7,931	72	8,735	804
株式	1,539	1,125	414	△ 6	414	-
債券	377,478	369,939	7,538	58	8,321	782
国債	25,439	24,659	780	△ 2	857	77
地方債	65,512	63,684	1,827	27	2,001	173
社債	286,525	281,595	4,930	34	5,462	532
その他	1,078	1,099	△ 21	20	-	21
子会社及び関連会社株式	986	986	-	-	-	-
合 計	381,082	373,151	7,931	72	8,735	804

貸借対照表に影響のある「その他有価証券」は、79億31百万円の含み益を計上しています。当組合の有価証券の運用は、安全第一の運用方針のもと、分散投資を基本として長期的で安定的な収益確保を目指しています。

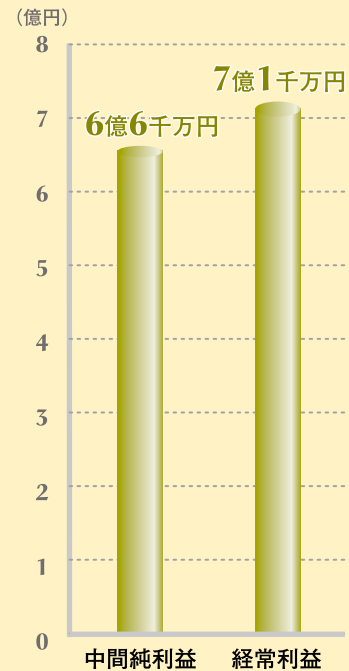
- 金額は、単位未満を切り捨てて表示しているため、記載金額の合計と表中の合計欄の金額が一致しない場合があります。
- 残高表示は、残高が全くない場合は「-」表示、表示単位未満の残高がある場合は「0」表示しています。
- 「満期保有目的の債券」の貸借対照表計上額は取得原価を計上しています。「その他有価証券」の貸借対照表計上額のうち、時価のあるものは市場価格等に基づく時価を、時価のないものは取得原価に基づいて計上しています。

経営指標1

平成29年度 中間純利益

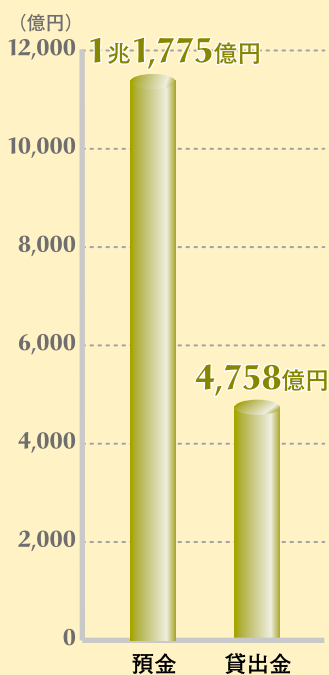
6億6千万円

中小企業・小規模事業者や個人のみなさまへの融資に積極的に取り組むとともに、経費の削減などに努めた結果、経常利益は7億1千万円、中間純利益は6億6千万円となりました。

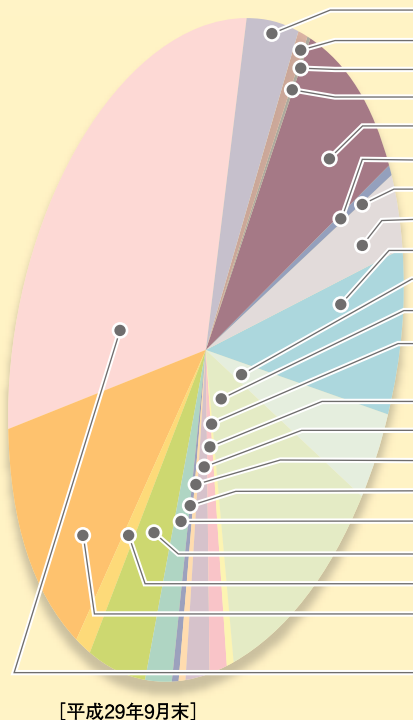


経営指標2

預金・貸出金 (平成29年9月末)



貸出金業種別内訳



業種	総貸出 (百万円)	構成比 (%)
製造業	21,815	4.6
農業、林業	4,214	0.9
漁業	189	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	628	0.1
建設業	48,141	10.1
電気、ガス、熱供給・水道業	1,840	0.4
情報通信業	746	0.2
運輸業、郵便業	17,727	3.7
卸売業、小売業	39,204	8.2
金融業、保険業	19,693	4.1
不動産業	57,557	12.1
物品賃貸業	3,320	0.7
学術研究、専門・技術サービス業	-	-
宿泊業	6,590	1.4
飲食業	9,679	2.0
生活関連サービス業、娯楽業	2,405	0.5
教育、学習支援業	2,659	0.6
医療、福祉	10,284	2.2
その他のサービス	23,900	5.0
その他の産業	5,875	1.2
地方公共団体等	63,239	13.3
雇用・能力開発機構等	-	-
個人(住宅・消費・納税資金等)	136,176	28.6
合計	475,895	100.0

平成29年9月期

けんしんの経営状況

安全第一
奉仕第二
収益第三



茨城県信用組合

〒310-8622 茨城県水戸市大町2丁目3番12号

TEL: 029 (231) 2131 (代)

FAX: 029 (231) 3487 (代)

けんしんのホームページ <http://www.kenshinbank.co.jp/>